



## Contents

### P2 トピックス

- (1) 金融に関する税制改正について
- (2) 「金融商品取引業等に関する内閣府令」等改正案に対するパブリックコメントの結果等について
- (3) 中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要
- (4) 障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について(速報値)
- (5) 証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について

### P13 皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い

### P16 金融庁ウェブサイトへのアクセスランキング

### P17 お知らせ

# トピックス

## (1) 金融に関する税制改正について

平成 25 年度税制改正では、「金融証券税制の抜本的見直し」、及び「借り手中小企業の再生支援に係る税制措置」を柱として要望を行い、いずれも、平成 25 年 1 月 29 日にとりまとめられた政府・税制改正大綱に盛り込まれました。

まず、「金融証券税制の抜本的な見直し」については、

- ・日本版 I S A の拡充
- ・金融所得課税の一体化

が盛り込まれています。

「日本版 I S A」とは、毎年 100 万円までの少額の株式投資等について、その譲渡益や配当を非課税とする、という制度です。

現状、約 1,500 兆円の家計金融資産の過半は現預金であり、成長資金の供給は不十分です。そこで、家計に国内外の資産への中長期・分散投資による資産形成の機会を提供し、成長資金の供給と、安定的な資産形成の両立を図る観点から、この「日本版 I S A」について、投資可能期間を当初の 3 年間に 10 年間に長期化するほか、利用手続きの簡素化等の措置を講ずることとされました。なお、与党税制改正大綱において、対象商品を拡大し、公社債・公社債投信への投資を可能とすることにつき、検討していくこととされております。

## 1. 国民の資産形成を支援する観点からの金融証券税制の抜本的見直し(1)

### ◆日本版ISA(少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)の拡充等

※ISA: Individual Savings Accounts

#### 【現状及び問題点】

- 約1,500 兆円ある我が国家計金融資産について、自助努力に基づく資産形成を支援・促進し、家計からの成長マネーの供給拡大を図るため、日本版ISAの活用に期待。
- ただし、当初導入予定であった制度は、平成26年からの3年間に行われる投資だけを対象とする時  
限措置となっている(100万円×3年間)。

⇒ 幅広い家計に国内外の資産への長期・分散投資による資産形成を行う機会を提供する観点から日本版ISAの拡充・簡素化を進める必要。特に、老後の備えや教育資金など国民の自助努力(資産形成)を本格的に支援するためには、長期化等が望ましい。

#### 【大綱の概要】

- 毎年100万円までの非課税投資(買付け)を行うことができる期間(投資可能期間)を平成26年1月から平成35年12月までの10年間(現行は3年間)に拡充 (ただし、非課税期間については、最長5年間とする。)
- 毎年新たな口座の開設は不要(原則一人一口座)
- 対象商品の拡大については、金融所得課税の一体化の進展等を踏まえつつ今後検討を行う「検討事項」として、与党税制改正大綱に記載

(参考) 「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日 閣議決定) 抜粋

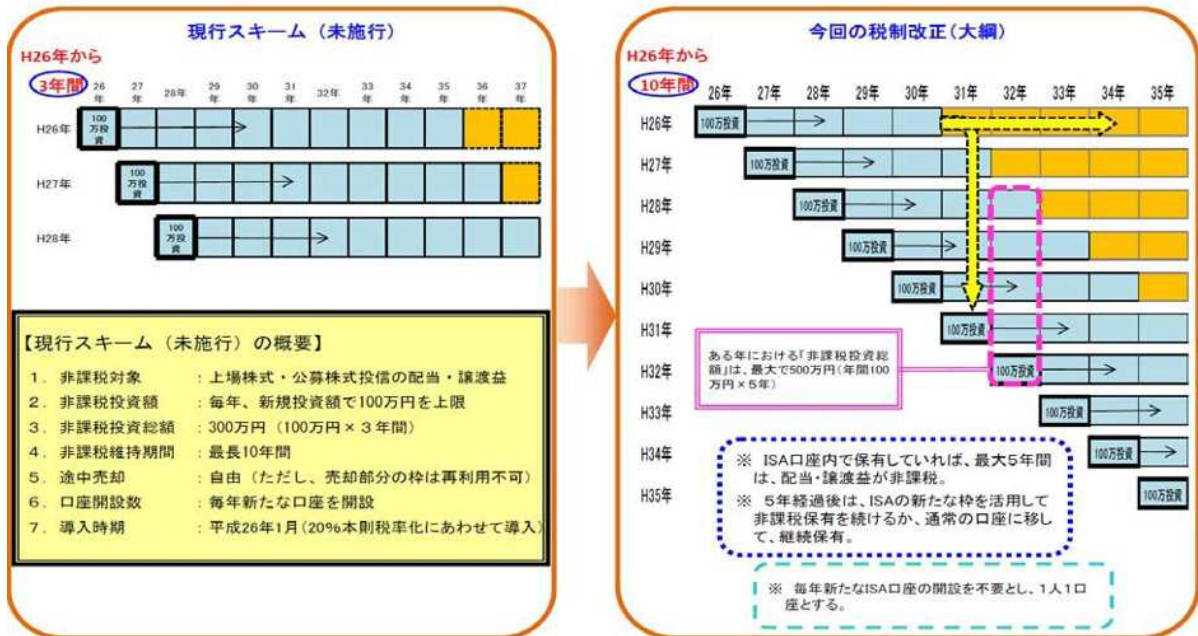
#### 4. 金融資本市場の活性化等

・家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大しデフレ脱却を後押しする観点からの、日本版ISAの拡充及び金融所得課税の一体化(金融商品間の損益通算範囲の拡大等) <税制> (金融庁、財務省、農林水産省、経済産業省)

# 1. 国民の資産形成を支援する観点からの金融証券税制の抜本的見直し(1)

## ◆日本版ISA(少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)の拡充等

### 【大綱の概要】



また、「金融所得課税の一体化」については、平成 28 年 1 月以降、公社債等に対する課税方式を上場株式等と同様、申告分離課税に変更（株式等と公社債等の課税方式を統一）し、株式等と公社債等との間の損益通算を実現する措置を講ずることとされました。なお、与党税制改正大綱において、総合取引所実現の推進力とする観点から、将来的にはデリバティブ取引も損益通算範囲に加えることにつき、検討していくこととされております。

# 1. 国民の資産形成を支援する観点からの金融証券税制の抜本的見直し(2)

## ◆金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大・公社債等に対する課税方式の変更)

### 【現状及び問題点】

- 金融商品については、商品間の損益通算の範囲が制限されている。
  - 公社債等と上場株式等とで課税方式に差異。
- ⇒ 投資家が多様な金融商品に投資しにくい状況。

### 【大綱の概要】

- 平成28年1月以降、公社債等に対する課税方式を上場株式等と同様、申告分離課税に変更（公社債等の課税方式を株式等の課税方式と同一化）
- その上で、損益通算できる範囲を、公社債等にまで拡大
- デリバティブ取引については、総合的な取引所の実現にも資するとの観点から、「検討事項」として与党税制改正大綱に記載

金融商品に係る課税方式(現状)		新たに、損益通算が認められた範囲	
	インカムゲイン	キャピタルゲイン/ロス	
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離	
債券・公社債投信	(源泉分離→) 申告分離	(非課税→) 申告分離	←
預貯金	源泉分離	—	
デリバティブ取引	申告分離		←

総合取引所の実現にも資するとの観点から、今後検討

次に、「中小企業の再生支援に係る税制措置」については、

- ・「企業再生税制」(注)による再生の円滑化を図るための措置の拡充
- ・合理的な再生計画に基づく経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置

が盛り込まれています。

(注)「企業再生税制」とは、再生を図ろうとする企業が金融機関等から債権放棄を受けた場合、税務上、再生企業は、放棄を受けた額に相当する「債務免除益」を計上し、これに対する法人税が課税される。こうした課税が再生を妨げることをないよう、一定の場合に、本来計上を認められていない期限切れ欠損金・評価損を計上し、「債務免除益」と相殺することを認める措置。

「中小企業金融円滑化法」は、この平成25年3月末に期限到来を迎えます。引き続き、金融機関が貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるべきことは当然ですが、借り手中小企業が抱える経営課題は様々であり、金融上の対応だけでは全ては解決しません。企業再生を含め、それぞれの借り手の経営課題に応じた解決策が必要不可欠です。

こうした観点から、「企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充」については、合理的な再生計画に基づく債権放棄について、中小企業再生支援を行う再生ファンドの債権放棄も対象とする特例を創設するとともに、「企業再生税制」の適用場面において、評価損が1,000万円未満であっても計上を認容する措置を講ずることとされました。

## 2. 中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の企業再生支援(1)

### ◆企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充①

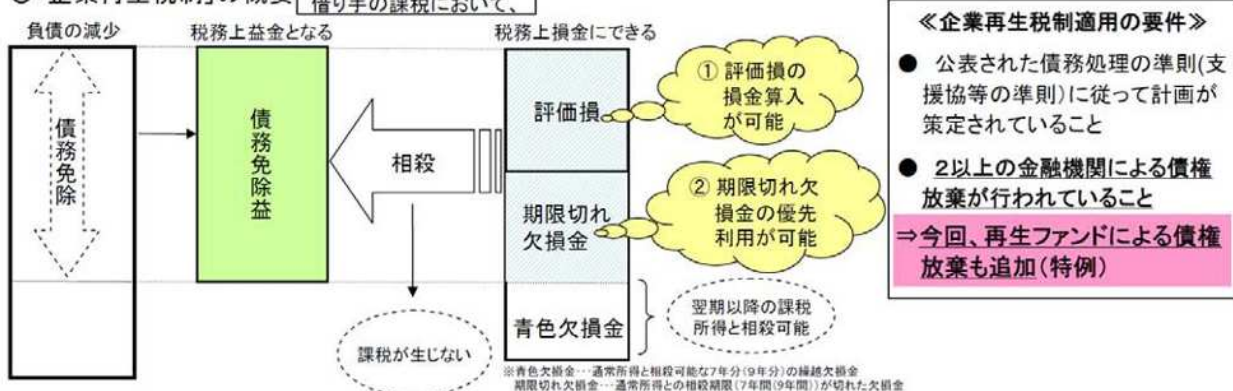
#### 【現状及び問題点】

- 再生企業が金融機関等から債権放棄を受ける場合には、再生企業の「債務免除益」に対する課税が再生を妨げることをないよう「企業再生税制」が措置。
- ただし、同措置の適用は、「2以上の金融機関による債権放棄が行われている」場合等に限定。
- このため、金融機関から債権を取得した再生ファンド等が債権放棄を行う場合など、合理的な再生計画に基づく債権放棄であっても同措置の適用が受けられないケースも少なくない。

#### 【大綱の概要】

合理的な再生計画に基づく債権放棄について、中小企業再生支援を行う再生ファンド(※)の債権放棄も対象とする特例を設ける  
(※ 金融庁長官及び経済産業大臣が指定)

#### ○「企業再生税制」の概要



## 2. 中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の企業再生支援(2)

### ◆企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充②

#### 【現状及び問題点】

- 企業再生税制は、これまで大規模・中堅企業を想定してきたため、評価損の金額が少額(1,000万円未満(有利子負債10億円未満の企業は100万円未満))の資産については、評価損の損金算入が認められていない。
- 中小企業の場合は、少額の評価損の計上ができないことで、再生が進まないケースも。

(例) 運送業におけるトラック



1台あたりの評価損が80万円(<100万円)であると、50台あれば4,000万円が損金計上不可

#### 【大綱の概要】

「企業再生税制」の適用場面において、評価損が1,000万円未満であっても計上を認める

また、「合理的な再生計画に基づく経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置」については、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う私財提供について、譲渡所得を非課税とする措置を講ずることとされました。

## 2. 中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の企業再生支援(3)

### ◆「合理的な再生計画」に基づく経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置

#### 【現状及び問題点】

- 経営者が、自ら経営する企業の再建のために私財提供したとしても、経営者自身に利得がないにもかかわらず、当該資産の評価が取得価額を上回っていれば、差額は「譲渡益」として、経営者に所得税が課せられる。
- 他方、経営者が保証債務の履行として金融機関に対して直接行う私財提供については、譲渡益が非課税。

#### 【大綱の概要】

「合理的な再生計画」(注)に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う私財提供について、金融機関に私財提供を行う場合と同様に、譲渡所得を非課税とする

#### 【今回措置されたもの】

- 再生企業に対して私財提供



#### 【これまでも認められていたもの】

- 金融機関に直接私財提供



(注) 一般に公表された債務処理を行うための手続きについての(中小企業再生支援協議会等の)準則に則り作成された計画を言う。

金融庁関係の主要項目としては、以上の内容が平成 25 年度税制改正大綱に盛り込まれております。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「平成 25 年度税制改正大綱における金融庁関係の主要項目について」](#)（平成 25 年 1 月 29 日）にアクセスして下さい。

## (2)「金融商品取引業等に関する内閣府令」等改正案に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、「金融商品取引業等に関する内閣府令」等改正案につきまして、平成 24 年 10 月 12 日から平成 24 年 11 月 12 日にかけて、広く御意見の募集を行い、その結果等を平成 24 年 12 月 13 日に公表しました。

本件の内閣府令等の主な改正内容は、以下のとおりです。

A I J 投資顧問株式会社の事案において明らかになった問題に対し、金融実務を踏まえた実効性ある再発防止策として、以下の資産運用に係る規制の見直しを行うこととしました。

1. 第三者（国内信託銀行等）によるチェックが有効に機能する仕組みの導入
  - ・国内信託銀行によるファンドの「基準価額」「監査報告書」の直接入手
  - ・国内信託銀行によるファンドの「基準価額」等の突き合せ
2. 顧客（年金基金等）が問題を発見しやすくする仕組みの導入
  - ・運用報告書等の記載事項の拡充
  - ・投資一任業者等によるチェック体制の整備等
3. 投資運用業者等に対する規制・監督・検査の在り方の見直し
  - ・事業報告書（当局宛て提出書類）の記載事項の拡充

なお、改正後の内閣府令等は平成 24 年 12 月 13 日に公布（公表）され、平成 25 年 4 月 1 日又は平成 25 年 7 月 1 日から施行（適用）されます（注）。

（注）改正後の「金融商品取引法等に関する留意事項について」（金融商品取引法等ガイドライン）は、平成 24 年 12 月 13 日から適用されています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「「金融商品取引業等に関する内閣府令」等改正案に対するパブリックコメントの結果等について」](#)（平成 24 年 12 月 13 日）にアクセスして下さい。

## (3)中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要

中小企業金融の実態把握の一環として、平成 24 年 11 月に、全国の財務局等を通じて、各都道府県の商工会議所 47 先を対象に、会員企業の業況や資金繰りの現状と先行き等について聴き取り調査を実施したところ、その調査結果の概要は、以下のとおりとなりました。

1. 中小企業の業況感は、引き続き厳しい状況にあります。なお、現状D. I. のマイナス幅は前回調査に比べ僅かながら拡大しています。悪化の要因としては、「売上げの低迷」の割合が最も大きく、次いで、「販売価格の下落」となっています。

区分	D. I. (良い-悪い)		悪化の要因(回答割合)					(単位:%)
	現状	先行き	① 原油・原材料価格等、仕入原価の上昇、及び販売先との関係による販売価格への転嫁の遅れ	② 需要の低迷による売上げの低迷	③ 競争過多による販売価格の下落	④ 株式・為替市場はじめグローバルな市場変動の影響	⑤ 東日本大震災や福島原子力発電所事故等の影響によるもの(①～④に該当しないもの) 例: 営業建物の損壊、原材料の調達不能、節電による業務の縮小等	
製造業	▲64 (▲51)	▲57 (▲51)	12.6 (21.3)	49.5 (46.1)	14.4 (14.6)	19.8 (11.2)	3.6 (6.7)	
小売業	▲72 (▲68)	▲70 (▲57)	12.3 (9.2)	63.2 (59.2)	21.7 (24.5)	0.9 (0.0)	1.9 (7.1)	
卸売業	▲62 (▲53)	▲60 (▲55)	11.6 (20.5)	59.3 (48.9)	22.1 (21.6)	4.7 (3.4)	2.3 (5.7)	
建設業	▲43 (▲38)	▲51 (▲43)	9.1 (8.0)	48.9 (51.1)	38.6 (31.8)	0.0 (0.0)	3.4 (9.1)	
サービス業	▲51 (▲51)	▲47 (▲51)	9.2 (12.2)	65.8 (58.5)	21.1 (23.2)	1.3 (0.0)	2.6 (6.1)	
不動産業	▲41 (▲46)	▲39 (▲41)	0.0 (0.0)	73.1 (72.9)	23.1 (20.3)	0.0 (0.0)	3.8 (6.8)	
運輸業	▲51 (▲51)	▲49 (▲43)	21.6 (26.2)	48.9 (41.7)	27.3 (28.6)	2.3 (1.2)	0.0 (2.4)	
平均	▲55 (▲51)	▲53 (▲49)	11.7 (14.5)	57.2 (53.2)	23.7 (23.6)	4.9 (2.4)	2.5 (6.3)	

(注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比  
(注2) 悪化の要因については、複数回答可としており、複数の回答の総計を分母とする割合として示している。  
(注3) 表中の括弧書は24年8月時点の調査結果

2. 中小企業の資金繰りも、引き続き厳しい状況にあります。なお、現状D. I. のマイナス幅は前回調査に比べ僅かながら縮小しています。悪化の要因としては、「販売不振・在庫の長期化等、中小企業の営業要因」の割合が最も大きくなっています。

区分	D. I. (良い-悪い)		悪化の要因(回答割合)				(単位:%)
	現状	先行き	① 販売不振・在庫の長期化等、中小企業の営業要因	② 金融機関の融資態度や融資条件等	③ 改正貸金業法施行の影響等、バンクの融資態度・動向	④ セーフティネット小貸付・保証等、信用保証協会や政府系金融機関等の対応	⑤ 東日本大震災や福島原子力発電所事故等の影響によるもの(①～④に該当しないもの) 例: 被災による担保価値の下落、取引先の被災による入金遅れ等
製造業	▲43 (▲38)	▲53 (▲36)	97.8 (97.3)	2.2 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (2.7)
小売業	▲51 (▲53)	▲55 (▲51)	90.9 (86.5)	9.1 (7.7)	0.0 (0.0)	0.0 (1.9)	0.0 (3.8)
卸売業	▲49 (▲47)	▲51 (▲47)	90.0 (93.2)	10.0 (2.3)	0.0 (0.0)	0.0 (2.3)	0.0 (2.3)
建設業	▲47 (▲45)	▲55 (▲53)	78.0 (83.6)	13.6 (10.9)	0.0 (0.0)	5.1 (1.8)	3.4 (3.6)
サービス業	▲38 (▲43)	▲43 (▲45)	92.9 (92.7)	7.1 (4.9)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (2.4)
不動産業	▲26 (▲37)	▲30 (▲37)	91.2 (89.7)	2.9 (2.6)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	5.9 (7.7)
運輸業	▲38 (▲43)	▲38 (▲38)	97.4 (97.4)	2.6 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (2.6)
平均	▲42 (▲44)	▲46 (▲44)	90.4 (90.9)	7.4 (4.6)	0.0 (0.0)	0.9 (1.0)	1.2 (3.6)

(注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比  
(注2) 悪化の要因については、複数回答可としており、複数の回答の総計を分母とする割合として示している。  
(注3) 表中の括弧書は24年8月時点の調査結果

(参考) 東日本大震災に関連した業況感に関する主なコメントについては、以下のとおりとなっています。

#### 《製造業》

- 食品製造は、震災特需がなくなり平時の状況に戻っている（宮城県）
- 依然として需要の停滞が続いており、風評被害をはじめ、原材料価格の上昇や製品ニーズの変化への対応など様々な課題を抱えている（福島県）
- 震災の影響はほぼ解消しているが、円高の継続や国際情勢の変化などにより、自動車部品、機械器具などの輸出関連業種で前期と反転し受注が減少した（栃木県）
- 震災復興に伴う需要の把握のため、東京営業所を開設するといった前向きな動きが見られるものの、夏以降に売上げが減少した企業や製品の荷動きが悪い企業も見受けられる（京都府）

#### 《小売業》

- 震災復興支援のためのプレミアム商品券事業が11月から始まり期待しているが、中心街への来客数は依然停滞している（茨城県）

#### 《卸売業》

- 特に大きな懸念材料もなく、物流が滞る動きもないことから、平常どおりでほぼ震災前に戻っている（山形県）
- 卸売業は、メーカー直結の取引の増加などにより厳しい状況が続いており、前年は復興特需があったものの、今年は反動で前年を下回っている（宮城県）
- 震災復興需要により、木材関係の取引は依然としてあるが、多少落ち着き気味の傾向にある（茨城県）
- 建設資材を扱っている業者は復興需要により良いが、その他については小売業の業況が低迷している影響も受け、業況は悪い（高知県）

#### 《建設業》

- 震災復興関連工事で動きはあるものの、その恩恵は一部の地域や建設業者のみであり、全体的に工事が少ない（青森県）
- 宮城県の復興需要に伴う人手不足の状況は変わっていないものの、山形県内では、昨年の雪害による屋根、雨樋などのメンテナンス工事の需要が6月以降増加している状況が継続している（山形県）
- 沿岸部での復興が、資材不足や人員不足のため全く進んでいない（宮城県）
- 震災からの復興・復旧事業に加え、除染事業などによる需要増が業界全体の景気を牽引している（福島県）
- 公共事業も含め震災復興特需が続いているものの、材料費や経費の上昇や、請負単価の低下といった傾向にある（茨城県）
- 震災関連工事は落ち着きを見せ、公共工事は引き続き減少傾向にあるものの、震災以外の民間受注の継続により業況を維持している（栃木県）
- 住宅関連についてはマンション着工が堅調に推移しているほか、今夏の節電に伴う自家発電や省エネ対応空調設備関連も受注が堅調に推移した（神奈川県）
- 公共工事は復興需要の影響もなく依然として厳しいほか、民間工事も新規受注が少なく冷え込みがみられる（愛知県）
- 一部には津波高潮対策工事などの受注があるが、全体的に需要は低迷している（山口県）

#### 《サービス業》

- 昨年よりは宿泊客が多く震災前の水準に回復しているものの、観光目的の宿泊客は少ない（青森県）
- 旅館については、引き続き除染作業などの作業員の宿泊で落ち込みをカバーしている



が、観光宿泊客は未だ回復していない。一方、ビジネスホテルについては、昨年の復興需要は一段落したものの、依然として高水準の稼働率となっている（福島県）

○測量や設計等の建設関連サービス業では、震災関連の需要が減少している（栃木県）

○イベント企画会社においては、震災の影響で前年は落ち込んだが、徐々に受注は回復してきている（大阪府）

#### 《不動産業》

○住宅用の賃貸については空き物件が少なく、仲介業者においては紹介物件が足りない状況が続いている。オフィス用の賃貸については、復興需要を見込んだ進出企業があるものの、全体としては空室が目立つ。また、除染が進まないことから、分譲開発といった動きもでてきていない（福島県）

○南海地震の津波浸水予想の見直しがあり、高台の需要は引き続き大きい一方で、法人の移転は業況が良い先や業況の改善が望める先を除き、現状では進んでいない（高知県）

#### 《運輸業》

○震災による影響はほぼ無くなり、物流は比較的順調。最近はガソリン価格が値下がり傾向にあり、業界にとってはプラス要因で収益を圧迫している状況にはない（山形県）

○震災関連、一般も含め受注を維持し、業況は引き続き好転傾向である（栃木県）

○関西以西において昨年の反動で物流が減少したものの、震災や計画停電により生産活動が停滞していた関東地区においては、物流が回復しており、全体的には良くなっている（福岡県）

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要」（平成24年12月21日）](#)にアクセスして下さい。

## (4)障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について (速報値)

金融庁では、金融機関に対し障がい者等に配慮した取組みを要請しているところですが、その取組み状況を把握するため、各金融機関に対し、平成24年9月末時点での障がい者等に配慮した取組み状況についてアンケート調査を行い、その結果を平成24年12月5日に公表しました。

主な調査結果は、以下のとおりです。

### 1. 視覚障がい者対応ATMの設置率について

ハンドセット方式等の視覚障がい者が自ら操作出来る機能がある視覚障がい者対応ATMの設置台数の割合は、全金融機関で約70%です。

#### 【業態ごとの内訳】

主要行等 約88%（うち都市銀行等 約89%）、信託銀行 約82%、地方銀行等 約54%、第二地方銀行 約49%、信用金庫 約58%、信用組合 約57%、労働金庫 約65%

## 2. 預金取引に係る自筆困難者への代筆に関する内部規定の整備状況について

預金取引に係る代筆規定を「策定済み」と回答のあった金融機関の業態ごとの割合は、次のとおりです。

### 【業態ごとの内訳】

主要行等 約 81%【約 92%】（うち都市銀行等 100%【100%】）、信託銀行 100%【100%】、地方銀行等 100%【100%】、第二地方銀行 100%【100%】、信用金庫 100%【約 100%】、

信用組合 約 98%【約 99%】、労働金庫 100%【100%】

注：【 】内の数値は、規定を策定済みの先のうち、職員による代筆規定の整備率

## 3. 障がい者等に対するCSRを意識した取組み事例

各金融機関は、顧客のニーズやそれぞれの優先順位を踏まえつつ、障がいをお持ちの方々の利便性が更に高まるよう、それぞれ主体的に対応しています。取組みの一例は、次のとおりです。

- ・行員の意識向上のために、各拠点近隣の福祉協議会や役所と協働で「認知症サポーター養成講座」や「手話講習会」を実施。
- ・「高齢者・障がい者対応」をテーマに採り上げ、対応事例を題材に好対応のポイントや、よりよい対応について全店でディスカッションを実施。
- ・視覚障がい者に対して、銀行を利用する際の講習会を実施。
- ・視覚障がい者に配慮した接客を目指し、サービス介助士の資格を保有する職員を一部店舗に配置。
- ・全店に筆談ボード及びコミュニケーションボードを設置。
- ・窓口受付システムに、お年寄りや弱視の方にも使いやすいカラーユニバーサルデザインを採用。

### 【参考】アンケート対象金融機関数

◎主要行等 16 行（みずほ銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、ゆうちょ銀行（以上5行をもって「都市銀行等」という。）、あおぞら銀行、新生銀行、セブン銀行、楽天銀行、ジャパンネット銀行、ソニー銀行、シティバンク銀行、住信SBIネット銀行、イオン銀行、じぶん銀行、大和ネクスト銀行）

◎信託銀行 5 行（三井住友信託銀行、野村信託銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ信託銀行、オリックス銀行）

◎地方銀行等 65 行（地方銀行協会加盟行、埼玉りそな銀行）

◎第二地方銀行 41 行（第二地方銀行協会加盟行）

◎信用金庫 271 金庫

◎信用組合 158 組合

◎労働金庫 13 金庫

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について\(速報値\)」](#)（平成24年12月5日）にアクセスして下さい。

## (5) 証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について

「金融・資本市場に係る制度整備について」（平成 22 年 1 月 21 日金融庁）（以下、「制度整備」という。）では、先般の世界金融危機において認識された重要な課題の一つとして、「国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化」が盛り込まれました。これを受け、市場関係者において、証券決済リスク削減に向けた各取組みの実施時期・実行期限等を定めた工程表の作成や、工程表に沿った検討・対応が進められてきたところです。

金融庁としては、市場関係者による、かかる工程表の作成や、工程表に沿った取組みは、我が国市場全体の決済リスク削減の進展につながるとともに、ひいては、我が国金融システムの安定に資すると考え、今後も、工程表に沿った取組みの実施を支援することとしています。

工程表については、半年毎（平成 22 年 12 月、平成 23 年 6 月、平成 23 年 12 月、平成 24 年 6 月）にアップデートしており、平成 24 年 12 月 20 日時点の進捗状況は、以下のとおりです。

### 1. 国債取引

#### (1) 経緯及び進捗状況

「制度整備」による要請を踏まえ、平成 22 年 6 月 29 日、日本証券業協会、(株) 日本国債清算機関（以下、「JGBCC」という。）及び信託協会により、「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」（以下、「国債工程表」という。）が作成・公表されました。その後、上記 3 者をはじめとする市場関係者において検討が進められ、平成 22 年 12 月以降半年毎に検討結果が公表されているところです。

昨年 6 月以降、更に検討を重ねた結果、今般、(2) の通り各種の対応・合意がなされてきたところであり、これを反映して更新された国債工程表が、昨年 12 月 20 日に公表されました。

#### (2) 検討結果

##### ○決済期間の短縮化

- ・平成 24 年 4 月に移行した、国債取引の決済期間の T+2 化について、市場関係者を対象にアンケートを実施しました。
- ・今後、日証協WGにおいて、T+1 化について検討をします。

##### ○JGBCCの態勢強化

- ・平成 24 年 4 月に公表された「金融市場インフラのための原則」を踏まえ、JGBCC内に設置された委員会で、流動性資金調達スキームについて、10 月に最終報告を取りまとめました。今後、具体的な制度等を検討します。

##### ○清算機関の利用拡大

- ・JGBCCは、平成 26 年前半を目処とする信託銀行の参加実現に向け、システム対応や既存参加者向けの説明会の開催等を実施しました。信託銀行は、引き続き、投資家への説明・システムの変更等の諸準備を行います。

### 2. 貸株取引

「制度整備」による要請を踏まえ、平成 22 年 12 月に (株) 証券保管振替機構、(株) ほふりクリアリング及び市場関係者（証券会社、日本証券金融、信託銀行）により構成される貸株取引専門部会より、「貸株取引に係る決済リスク削減に関する工程表」（以下、「貸株工程表」という。）が作成・公表されました。

その後、平成 26 年 1 月の実施を目途にシステム対応を行うこととしている工程表の実現に向けて、検討が進められているところです。

※ 国債工程表及び貸株工程表の本体については、下記の各機関のウェブサイトをご覧ください。

・ 信託協会

<http://www.shintaku-kyokai.or.jp/news/news241220-1.html>

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」（平成 24 年 12 月 20 日）にアクセスして下さい。

## 皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

### (1) その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！。

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

#### 「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

#### 「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録を受けた業者に限られます。



これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、

- ・その信用力などが保証されているものではありません。
- ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
- ・詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。



[投資勧誘等にご注意！](#)（金融庁ウェブサイト）

不審な勧誘を受けた場合などには、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供ください。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※ I P 電話・PHSからは、03-5251-6811 におかけください。

F A X : 03-3506-6699

## (2) 皆様からの情報提供が市場を守ります！

### (イ) 情報受付窓口

[証券取引等監視委員会](#)では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、F A X、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

### ◆証券取引等監視委員会 情報受付窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

直 通：03-3581-9909（情報受付窓口直通）

代 表：03-3506-6000（内線3091、3093）

F A X : 03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館



#### (ロ) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン  
<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>  
直 通：03-3506-6627  
電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

#### (ハ) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口  
<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>  
直 通：03-3581-9854  
FAX：03-5251-2198  
電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

## 金融庁ウェブサイトへのアクセスランキング

このコーナーは、平成 24 年 12 月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- [金融庁が検査実施中の金融機関](#)
- [中小企業等に対する金融円滑化対策について](#)
- [スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社に対する行政処分について](#)
- [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- [自己資本比率規制（第 1 の柱）に関する告示の一部改正（案）等の公表について](#)
- [株式会社北陸銀行に対する行政処分について](#)
- [「金融商品取引業等に関する内閣府令」等改正案に対するパブリックコメントの結果等について](#)
- [金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」（第 6 回）議事次第](#)
- [企業会計審議会第 32 回監査部会 議事次第](#)
- [「多重債務者相談強化キャンペーン 2012」における無料相談会の開催予定等について](#)



# お知らせ

## (1) 東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

### ◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

### ◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.htm>) 

### ◆金融庁ツイッター「金融庁関連情報」

(URL: [http://twitter.com/#!/fsa\\_JAPAN](http://twitter.com/#!/fsa_JAPAN))

## (2) メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報などが、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	<a href="#">「新着情報メール配信サービス」</a>	<a href="#">Subscribing to E-mail Information Service</a>
証券取引等監視委員会	<a href="#">「メールマガジン配信サービス」</a>	<a href="#">Subscribing to E-mail Information Service</a>
公認会計士・監査審査会	<a href="#">「新着情報メール配信サービス」</a>	<a href="#">Subscribing to E-mail Information Service</a>

